○財務省・農林水産省告示第六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第七十七条の規定に基づき、平成十年六月十九日大蔵省・農林水産省告示第四十九号（中小漁業融資保証法第七十七条の規定に基づき、主務大臣が指定する資金を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦

第九項第一号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第二号イ中「、又は」を「若しくは漁業協同組合連合会又はこれらと」に改め、「にある漁業協同組合」の下に「若しくは漁業協同組合連合会」を加え、同号ロ中「掲げる漁業協同組合」の下に「又は漁業協同組合連合会」を加える。

○国税庁告示第十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人さなぎ達	神奈川県横浜市中区寿町三丁目九番地八	山中　修	平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで
特定非営利活動法人侍学園スクオーラ・今人	長野県上田市本郷一五二四番地一	長岡　秀貴	平成二十四年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

○文部科学省告示第六十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。「以下「法」という。）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定により、東日本大震災復興交付金（公立学校施設整備国庫負担事業、学校施設環境改善事業、埋蔵文化財発掘調査事業に限る。）の交付に関して、次の各号に掲げる事務を、北海道教育委員会、青森県教育委員会、岩手県教育委員会、宮城県教育委員会、福島県教育委員会、茨城県教育委員会、栃木県教育委員会、埼玉県教育委員会、千葉県教育委員会、新潟県教育委員会及び長野県教育委員会が行うこととなったので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

一　法第五条による交付申請の受理
二　法第七条第一項第一号による補助事業等に要する経費の配分の変更の承認に係る申請の受理
三　法第七条第一項第三号による補助事業等の内容の変更の承認に係る申請の受理
四　法第七条第一項第四号による補助事業等を中止し、又は廃止する場合における承認に係る申請の受理
五　法第七条第一項第五号による補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合の報告の受理
六　法第八条による交付決定の通知（法第十条第四項において準用する場合を含む。）
七　法第九条第一項による交付申請の取下げの受理
八　法第十二条による状況報告の受理
九　法第十三条による補助事業等の遂行命令及び一時停止命令
十　法第十四条による実績報告の受理（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）
十一　法第十五条による補助金等の額の確定及び通知
十二　法第十六条第一項による補助事業等の是正措置命令
十三　法第十八条第二項による補助金等の返還命令
十四　法第二十三条第一項による立入検査等

○文部科学省告示第六十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十三条第五号及び第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成十四年文部科学省告示第五十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

別表の補助金等の名称の欄中「原子力災害対策設備整備費等補助金」を「原子力災害対策設備整備費等補助金（放射線監視設備整備臨時特別交付金）」に、「史跡等購入費補助金」を「史跡等購入費補助金（東日本大震災復興交付金）」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

○文化庁告示第二十号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十四年三月十九日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十四年三月三十日

文化庁長官　近藤　誠一

一　特定非営利活動法人支援技術開発機構

○農林水産省告示第八百五十一号

畜産物の価格安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十四年度の指定食肉の安定価格を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　畜産物の価格安定に関する法律施行規則（昭和三十六年農林省令第五十八号。以下「規則」という。）第三条第一項第一号に規定する豚半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

(一)　皮剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	四〇〇円
安定上位価格	五四五円

(二)　湯剥ぎ法により整形したもの

安定基準価格	三七〇円
安定上位価格	五〇五円

二　規則第三条第二項第一号に規定する牛半丸枝肉一キログラム当たりの安定基準価格及び安定上位価格は、次に掲げる額（消費税額分を含む。）とする。

安定基準価格	八一五円
安定上位価格	一、〇六〇円